

令和2年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月5日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 令和2年度町長施政方針
日程第 4 町長提案理由の説明
 (議案第1号～第26号)
日程第 5 請願の処理
 (請願第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	教育長	真田秀男君
総務課長	江田豊寿君	会計管理者	須藤寿行君
建設水道課長	八代敏彦君	税務課長	菊池三重子君
住民課長	我妻美幸君	保健福祉課長	坂本高志君
農政商工課長	岡部真君	学校教育課長	生田目源寿君
社会教育課長	岡部栄也君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小 針 紀 喜

局長補佐 佐 川 建 治

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

令和2年第1回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度末を迎え公私とも何かとご多忙の折ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、条例の一部改正が9件、令和元年度各会計補正予算が6件、令和2年度各会計当初予算が10件、人事が1件、その他1件の計27件となっており、このほか請願が1件提出されております。

また、一般質問は11人で38項目となっており、会期を本日より12日までの8日間とする予定であります。

議員各位におかれましては、議案内容をよくご理解いただき、住民福祉の向上を図り、町民の負託に応えられますよう十分にご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶並びに行政報告

○議会事務局長（小針紀喜君） 町長招集に当たっての挨拶並びに行政報告。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） おはようございます。

令和2年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

議案につきましては、ただいま議長からも申されたとおりで、条例の一部改正9件、各種会計予算の補正6件、令和2年度予算10件、人事1件、その他1件で、合計27件を提案しております。慎重審議くださいますことをお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

令和2年度の職員採用につきましては、大卒程度の一般行政職3名、高卒程度の一般行政職2名、資格免許職3名の8名の職員を採用することに決定いたしましたので、お知らせいたします。また、社会人経験者の採用はありませんでした。

初めに、一般行政職の1人目ですが、住所は古殿町、氏名、久保木昂太。2人目は、住所、いわき市、氏名、佐藤亮。3人目は、住所、玉川村、氏名、小湊美穂。4人目は、住所、鮫川村、氏名、藤田彩那。5人目は、住所、浅川町、関根猛人。

次に、資格免許職で、保育士の1人目は、住所、浅川町、氏名、生田目朱。2人目は、住所、鮫川村、氏名、岡部花歩。同じく資格免許職の保健師は1名の採用です。住所、浅川町、氏名、渡辺有紀。合計で8名でござ

います。

以上、ご報告を申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回浅川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 岡 部 宗 寿 君

6番 渡 辺 幸 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

議会事務局長、小針紀喜君。

〔議会事務局長（小針紀喜君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 本定例会のため、去る2月27日、議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金成英起君。

〔議会運営委員長 金成英起君登壇〕

○議会運営委員長（金成英起君） おはようございます。

令和2年第1回浅川町議会定例会に当たり、去る2月27日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案される案件は、条例の一部改正が9件、令和元年度各会計の補正予算が6件、令和2年度各会計の当初予算が10件、人事が1件、その他1件、合わせて27件となっており、このほか請願が1件提出されております。これらを審議するため、本日3月5日から3月12日までの4日間の会期とすることになった次第であります。

日程については、本日は提案理由の説明、6日は一般質問、7日、8日及び10日が休会、9日、11日及び12日は議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が11名で38項目となっております。今までと同じように、前置き短く、明瞭かつ簡潔に行いながら、建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月5日、議会運営委員長、金成英起。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 本定例会の会期は、本日から12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの8日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

◎令和2年度町長施政方針

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、令和2年度町長施政方針に入ります。

〔「議長、議事運営」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の行政報告に、いわゆる今、問題になっているコロナウイルスの学校等の休校の状況、こども園、保育所、そういう今、町民の一大事であり、私どもも一般質問でも通告されていますけれども、そういうことの行政報告が一つもないというのは一体どういうことなのか。これは喫緊の課題でありますので、こういう措置をしたと、あるいはこういう休校をしたと、あるいはこういうふうな方針を固めたとか、会議はこういうふうに行ったとか、こういうふうなことがやはりあってしかるべきではないのかというふうに

思うんですが、その点、町長、関係者とも協議した旨、報告すべきだと、こう思うのでありますがいかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いろいろ様々会議をしまして、昨日から学校が休みでございます。当然、学校の児童クラブも昨日からやっております。

それでは、今までの経過を報告、担当課よりさせていただきます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今、10番議員の行った行為に関しましては、きっちりまとめてからの発言のほうが、町長、よろしいんじゃないですか。まだ会議、これからの日程があるんですから、せめて10時の休憩後に答弁したほうがよろしいんじゃないですか。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、それでよろしいですか。

○10番（角田勝君） はい、いいでしょう。やるとすればね。やらないのでは駄目だから。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） じゃ、日程第3、令和2年度町長施政方針に入ります。

町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 令和2年度浅川町一般会計をはじめとし、上水道事業会計を含めた9つの特別会計の当初予算、各議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し上げ、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨今の景気の状態は、内閣府がまとめた1月の月例経済報告において、景気は輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとされているところです。

このような中、国の令和2年度予算の基本的な考え方について、引き続きデフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長志向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要があるとし、財政健全化の着実な取組を進める一方、基本的な考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組、人材、技術などの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題の対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリ張りの利いた予算編成を目指すとしています。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を、現場の連携を密に着実に進めるとしています。

令和2年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）及び骨太方針2019に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画に定める目安に沿った予算編成を行うものとし、改革工程表を十分に踏まえて歳出改革

を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映するものです。また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般に聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めることにされたところであります。

国の一般会計の総額は、概算であります。令和元年度当初予算を1兆2,009億円上回りましたが、国債発行額は前年度から1,043億円の減額となり、公債依存度も0.5%減の31.7%となっております。

政策的経費であります一般歳出のうち、公共事業関係費では0.6%増の6兆8,571億円、最も規模が大きい社会保障関係費は0.7%増の35兆8,608億円となっております。

また、地方財政計画の規模につきましては、1.3%増の90兆7,400億円となりました。

地方自治体の財政力の格差を是正する地方交付税は、2.5%増の16兆5,882億円となったところであります。

また、平成29年度から令和2年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき、財源不足を補填するための臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債の発行は、合わせて3.6%減の3兆1,398億円となっております。

一方、福島県の令和2年度予算では、台風19号等による災害からの復旧と一日も早い生活、生業の再建に向けた取組を切れ目なく講じるとともに、これまでの挑戦を進化させ、未曾有の複合災害からの復興と福島ならではの地方創生を両輪で進めるための予算として編成され、一般会計当初予算案の総額は185億円、1.3%減の1兆4,418億円となりました。

初めに、議案第17号の令和2年度浅川町一般会計予算より申し上げます。当初予算の総額は32億8,900万円となり、令和元年度当初予算と比べ4.0%、1億2,500万円の増となりました。

歳入につきましては、町税は6億4,311万3,000円、0.7%、472万6,000円の減となりました。主に個人町民税の減が見込まれることによるものであります。

地方交付税は、15億7,886万5,000円、20.5%増となりました。震災復興特別交付税の増が要因であります。

分担金及び負担金につきましては、2,019万3,000円、11.6%増となりました。幼稚園広域利用市町村負担金の増額が主な要因であります。

国庫支出金では、2億3,270万9,000円、9.4%減となりました。社会資本整備総合交付金の減が主な要因であります。

県支出金につきましては、1億7,165万7,000円、14.6%減となりました。ふくしま森林再生事業補助金等の減が主な要因であります。

繰入金につきましては、財政調整基金から財源不足分として1億6,000万円を繰り入れることにしました。

繰越金は8,000万円を計上し、町債につきましては50.2%減の1億3,635万1,000円を計上いたしました。減の主な内容としては、防災行政無線デジタル化整備事業に関する起債の減が要因であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況の中ではありますが、財源を計画的、重点的に配分し、予算の計上をしたところであります。

主な事業につきましては、総務費で個別施設計画策定業務委託料に1,300万円、第5次振興計画後期計画策定業務委託料に610万円、コミュニティー助成事業補助金1,340万円を計上しました。また、地方創生事業費に1,100万6,000円を計上し、各事業を推進することにしました。

民生費では、障がい者福祉費の扶助費に1億4,127万9,000円、老人福祉費の保護措置費に1,230万7,000円、母子福祉費の扶助費に2,680万8,000円を計上しました。

衛生費では、健康増進事業費で集団検診委託料に1,100万円を計上し、各種がん検診の無料化を実施いたしました。清掃費で石川地方生活環境施設組合分賦金とし4億1,797万4,000円を計上しましたが、この内訳として、施設改修に伴う基幹改良工事分として2億9,505万3,000円が含まれております。

農林水産費では、農業振興費で農業担い手育成支援事業補助金、農業次世代人材投資事業補助金に1,175万円、中山間地域等直接支払事業費の交付金に1,284万1,000円、多面的機能支払事業費の交付金に2,989万8,000円を計上しました。また、林業振興費で、ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託料に1,000万円を計上し、森林の整備を進めることにしました。

土木費では、道路維持費で委託料、工事請負費に交付金事業分として2路線、2橋梁分、5,450万円、単区分として維持交付費を含め1,230万円を計上し、道路新設改良費では委託料、工事請負費、公有財産購入費に交付金事業分として3路線分6,600万円、単区分として580万円を計上いたしました。また、住宅管理費では、町営住宅外壁改修工事設計業務委託料に300万円、町営住宅解体等に係る工事請負費に250万円を計上いたしました。

消防費では、須賀川地方広域消防組合負担金に1億2,310万5,000円を計上しました。

教育費では、事務局で小・中学校支援員設置等に要する経費として1,082万7,000円、浅川小学校通学バス運転業務委託料に3,000万円、小学校入学祝金のランドセル購入分として132万円、中学校入学祝金の制服購入分として138万円、学校給食費で給食費の半額補助、幼児教育無償化に伴う給食費補助金として2,020万円を計上しました。また、あさかわこども園の運営経費として1億6,772万7,000円を計上し、子育て支援の充実を図ることとします。

特別会計への繰出金に関しましては、上水道事業会計には償還金等に充当する経費等として4,847万2,000円を計上し、公共下水道事業特別会計には8,426万3,000円、宅地造成事業特別会計には207万3,000円、花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計には149万6,000円、さらに国民健康保険特別会計、介護保険特別会計をはじめとした各特別会計への繰出金も、安定的な事業運営のための経費として、これまでと同様に計上いたしました。

以上、厳しい財政状況の中ではありますが、住民福祉向上に取り組む予算を編成したところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

議案第18号の国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は6億9,121万6,000円となり、4,108万8,000円の減となりました。

歳出では、保険給付費が1,148万5,000円減の4億9,297万8,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金が3,005万円減の1億7,700万円となりました。

一方、歳入では県支出金が減となり、繰入金が増となっております。これらを基に令和2年度国民健康保険税を算出したところ、6,411万8,000円減の1億394万1,000円となったところであります。

議案第19号から議案第24号につきましては、宅地造成事業特別会計予算で1,143万1,000円、介護保険特別会計予算では5億9,175万9,000円、介護サービス事業特別会計予算では524万3,000円、農業集落排水事業特別会

計予算では715万2,000円、公共下水道事業特別会計予算では2億7,005万7,000円、後期高齢者医療特別会計予算では7,210万7,000円となったところであります。

議案第25号につきましては、花火の里ニュータウン汚水処理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、令和2年度から新設された花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算で、汚水処理施設の管理費等により1,689万6,000円となったところであります。

以上、上水道事業会計を除く8の特別会計の予算総額は16億6,586万1,000円となり、令和元年度当初予算と比べ3,175万2,000円、1.9%減となったところであります。

次に、議案第26号の上水道事業会計につきましては、第3条収益的予算で、原水及び浄水費、人件費、減価償却費等で、収入1億6,480万6,000円、支出は1億9,640万9,000円となりました。また、第4条資本的予算では、施設整備費、企業債償還金等で、収入5,376万7,000円、支出1億4,733万4,000円となりました。浅川町地域水道ビジョンに基づき、安定した水源の確保と施設の維持管理を行い、町民の皆様に影響がないように運営してまいりたいと考えております。

以上が、一般会計予算及び上水道事業会計予算を含めた9の特別会計予算案の概要でございます。

私は町政を担当するに当たり、子育て支援、文化スポーツで元気な町づくり、医療・福祉、企業育成、農業・商業・工業、若者の定住の6つの決意で政策の実現に向けた町政運営を担ってまいります。「すべては町民のために」をスローガンに、町民の皆様の住みよい町づくりのために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

町政を担当する者として、施策の一端を申し述べ、町民の皆様の負託に応えられるよう努力をしてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、町政施策の方針と当初予算の提案理由といたします。

○議長（円谷忠吉君） 議案については事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、町長提案理由の説明を行います。

議案第1号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案は、本人からの請求に限り、旧氏と現在の氏を併記できるようになる住民基本台帳法施行令等の一部改正によるものと、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう適正化を図るための関係法律が整備されたことにより、所要の改正を行うものであります。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 補足説明をいたします。

この旧氏に関しましてですが、旧姓のことになります。婚姻前の姓ということになります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることで、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることについて条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をしたいと思います。

現行におきましては、全ての職員が任命権者の面前でサービスの宣誓を行うこととなっております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律に基づき、議会議員の期末手当について改正を行うものでございます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表の6ページをご覧くださいと思います。6ページとなります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第4号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、特別職の職員の給与に関する条例に基づき、浅川町長等の期末手当について改正を行うものであります。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表の9ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の住居手当、通勤手当、勤務時間1時間当たりの給与額の算出について改正するものであります。

補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表の10ページをご覧くださいと思います。新旧対照表の10ページとなります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第6号 浅川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、浅川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 補足説明をいたします。

新旧対照表の13ページをお開きください。

議案第6号、保健福祉課資料となっております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第7号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正するものでございます。

補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 補足説明を行います。

新旧対照表の47ページをご覧くださいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第8号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昨年10月の消費税引上げに伴い、介護保険料決定の所得段階の第1段階第3段階である非課税世帯の保険料を段階ごとにそれぞれ減額するものであります。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 補足説明を行います。

新旧対照表の48ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第9号 浅川町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、町営住宅の入居募集について、公募の例外を定めることについて、また入居の手続において、請書に連帯保証人の連署を必要としない特例を定めることについて、条例を改正するものでございます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の49ページをご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定につきましては、浅川町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条の公募の規定によらな

い選定に基づき、吉田富三記念館の管理について指定管理者を指定するものです。指定管理者となる団体の名称は、現在の指定管理者である一般財団法人浅川町吉田富三顕彰会で、指定管理者の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。管理委託料は1,100万円を予定しております。

よろしくご審議いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第11号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,550万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,299万8,000円とするものであります。

補正の主なものを申し上げ、提案の理由といたします。

初めに、歳入について申し上げます。

1款町税では、軽自動車税で収納実績見込額により16万円の増額を計上いたしました。6款地方消費税交付金では、交付金額の確定により1,221万3,000円の増です。15款国庫支出金では、台風19号による災害で災害査定の結果等により関係する補助金として、公共土木施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧費、災害廃棄物処理事業費、公立社会教育施設災害復旧費における補助金等で、1億1,902万2,000円を増額するものです。16款県支出金では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等で、実績見込みにより3,639万6,000円の減額となりました。19款繰入金では、災害関連予算に充当する財源として、財政調整基金から3,000万円を繰入れするものです。22款町債では、災害復旧事業債等で1,010万円の増であります。

次に、歳出について申し上げます。

初めに、2款総務費及び3款民生費では、災害関連経費の財源確保のため、実績見込額及び補助金交付状況を精査し、それぞれに減額を図ったものです。4款衛生費では、災害廃棄物の運搬及び処分費用、石川地方生活環境施設組合への負担金の確定、災害により被災した住宅等の解体費用の補助金等を計上したことにより、5,931万6,000円を増額するものです。6款農林水産業費では、被災農業者支援対策事業における事業内容を精査した結果等で4,099万3,000円を減額するものです。8款土木費では、社会資本整備総合交付金で国庫補助事業費が確定したことに伴い、委託料及び工事請負費等を精査し、3,851万5,000円を減額するものです。10款教育費では、教材費の購入費用及び給食センターにおける調理器具等の修繕等のため、213万7,000円の増、11款災害復旧費では、農用地等災害復旧費用の査定が終了したことで、事業費の確定、また文教施設災害復旧費では、町民グラウンドの復旧費用を算定したことによる必要額計上により、合わせて1億7,452万4,000円の増。14款予備費では、災害関連費用に充当するため998万3,000円を減額いたしました。

よろしくご審議いただきたいと思えます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

さきに配付の別冊、補正予算書並びに予算説明書で、右下に3月補正と表記されているものをご覧いただきたいと思います。右下に3月補正と表記されております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第12号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ93万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,978万2,000円とするものです。

歳入では、保険給付費等交付金の普通交付金及び特別調整交付金、合わせて100万2,000円を減額。子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金23万6,000円を増額。繰入金では、一般会計繰入金で職員給与等繰入金など、16万6,000円を減額するものです。

歳出では、一般管理費で、システム改修費が確定したことにより、委託料47万8,000円を減額。特定健康診査等事業費で45万4,000円をそれぞれ減額するものです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第13号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,302万5,000円とするものです。

歳入では、第1号被保険者保険料、国庫補助金の地域支援事業交付金、介護保険事業補助金ほか支払基金交付金、県補助金及び一般会計繰入金について、歳出予算額に応じた負担割合により、総額で69万3,000円を増

額するものです。

歳出では、一般管理費で制度改正に伴うシステム改修委託料33万円、包括的支援事業・任意事業費で、成年後見制度利用支援事業費21万2,000円、生活支援体制整備事業費5万円、一般介護予防事業費4万円などをそれぞれ増額するものです。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎新型コロナウイルス感染症対応に関する報告

○議長（円谷忠吉君） ここで町長より報告があります。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、午前中に10番議員からコロナウイルスについてご報告をしろということでございましたので、新型コロナウイルス感染症につきましては本町もかなり迷惑しております。

つきましては、関係課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志正君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 行政報告の中でということでしたが、行政報告の中ですと対策会議を何度開いたとかそういう程度ですので、その辺をちょっと時系列的に説明をしたいと思います。

お手元にお配りした、これはパンフレットなんですけど、実は2月25日時点ということで最新のものなんです。こういった形で県からは情報が寄せられるんですけども、公共施設等、人の出入りするところに置きなさいという指導で、今、役場にあったものをちょっと皆さんのところに、参考までにこういう新しい情報が次々に寄せられているという参考資料としてお配りをしました。そういう資料です。

新型コロナウイルス感染症に関する町の対応ということで、時系列的にちょっとだけお話ししたいと思います。

まず初めに、1月20日になりまして、中国の武漢市のこのコロナウイルスの発症に伴って日本での対応が迫られるということで、保健センターのほうでマスクとか消毒液とか、そういったものの注文を実際、その時点で行っています。ところが、もうその時点でもう流通していないということで、いつも取引している業者さんも一般の自治体にもちょっと納品できるか分からないという状況がちょっと生まれておりました。21日には、公共機関のトイレ等に手洗い等の周知とかということで、各公共施設にはそういった対応をいたしました。

22日には、高齢者が非常に影響を受けやすいということで、町で実施している各サロンとか、そういった集まりのところで手洗い等の周知をするちょっと配布物を配布いたしました。

1月31日になりますと、小・中学校の養護教諭、いわゆる保健担当の先生に、消毒液とかいわゆる備蓄とか、マスクの確認とかをちょっと確認を行っております。

この時点で、浅川町のホームページにあったのをご覧になったと思いますけども、新型コロナウイルス関連の情報を1回目で掲載しております。

2月3日になりまして、月曜日の庁議において、新型コロナウイルスに関する情報提供ということで、私どもがつかんでいる保健福祉課担当の情報を各課長等に連絡をいたしまして、公共機関でも消毒液とかそういった手洗い、いわゆる予防のための手段が今のところ限られたものであるということで、その周知徹底をするための連絡を行っております。2月4日になりましては、これは実は課内会議の中で、備蓄物の在庫品の消毒液とかマスクの枚数とかを確認しまして、配布したらいいんじゃないかという意見があったところで、ちょっと検討を行いました。

12日になりまして、小・中学校に、養護の先生と協議した結果、ある程度、いわゆる中学校であれば受験を控えているとか、子供たちのことを考えれば、ある程度のマスクが欲しいというちょっと要望がありまして、小学校、それから中学校、こども園に、震災のときに備蓄しておいたマスクの一部を配布いたしました。マスクの配布については、全て吐き出すこともできないかと。ちょっと経過が、時間がたっていて、震災のときマスクはやはり風化するものなので、ある時点でどこかで吐き出したいなという、入替えしたいなという考えを持っていたものですから、ちょっとその状態を見ながら、一部を配布いたしました。流通の経過を見て、一応、全部吐き出すんじゃないかと、入荷が、納品ができるようであれば、購入ができるようであれば、それを勘案しながら配布しようということになっておりました。

2月14日になりますと、住民の方が訪れる確定申告の会場に消毒液等の提供をして、そこに来られる方のいわゆる消毒とかをお願いするような形での提供を行っております。

2月17日になりますと、地域ケア推進会議ということで、いわゆる社協、それからさぎそう等、高齢者施設の担当者の会議がありましたので、その中でいわゆる高齢者に対する感染予防の周知徹底ということで、事業者が行っていただきたいこと、それからこの情報について情報交換を行いました。

2月19日になりますと、新型コロナ感染のお知らせということで、全戸に一応基本的な予防の対策ということで、注意事項を配布いたしました。公共機関等には、窓口設置するような形にしております。マスク等も、適切な利用等に関するポスター的なもので掲示をお願いして、商工会、それからリオン・ドール、ダイユーエイト、ツルハ、コメリ、コンビニエント緑川には、そういったマスク等の適切な利用ということで、買占めの防止とか、利用についてのその辺のお願いするような形で周知を行っております。

この時点で、町のホームページに第2回目の情報提供を行っております。

それから、21日になりますと、新型コロナウイルスに関する業務継続に関する検討ということで、いわゆる浅川町の役場自体で感染者が発見された場合、どういった形で業務をしていくかというような、内部のそういった業務運営に関する検討を行っております。

2月25日には、正式に第1回の新型コロナウイルス感染症対策会議ということで、各課長を中心に開催をい

たしまして、専門の保健師の説明を行いながら、感染症予防の対策検討、それから職員として万が一、うちのほうの感染者が出た場合には、その経過、行動、要するに感染の経過を早期に明確にするためにも、職員の行動の経過記録をお願いするような形で、職員一人一人をお願いしております。

それから、2月26日になりまして、これは学校側で、学校教育課のほうで対策会議を開催して、後からちょっとご報告があります。

2月27日は、中学校のほうからマスクのちょっと追加の配布の依頼がありまして、これは在庫のほうを確認して、マスクのほうを中学校のほうに配布しております。この日から、感染予防に関しての防災無線を開始しまして、防災無線でコロナウイルスに関しての放送を直接的にすると、非常にパニックというか危機感を招く結果になるので、この時点ではいわゆる感染症ということで、今、同時にはやっている普通のインフルエンザと同じような形での注意として、定時放送に乗せて周知をしております。この時点で、公共機関等の窓口での感染症対策ということで、そういった資料、それから告知をしております。告知についてはそのレベルに応じて何回か変えておりまして、今はもう既に新型コロナウイルスということで明確に明示してそういった告知を行っております。

それから、2月18日には第2回の対策会議が開催されまして、教育機関の休校についての協議、それから児童クラブの運営についての協議、それから保健事業、それから各機関の事業等の中止、継続の検討を行っております。

この日に、町のホームページに、新型コロナウイルスの関連の情報を第3回目で掲示をしております。

3月2日になりまして、4日から学校が休校になり、こども園は運営すると。児童クラブについては国の方針で運営しなさいということなものですから、運営の形態、それから保護者へ一応連絡をする形で、いわゆる学校が休校になりますけれども形態としては同じ形で集まるので、できる限り、祖父母がいる場合とか、保護者的な方がいる場合には、自宅での休校時の対応をお願いしたいということで、全部の保護者にそういった案内の文書を送付しております。

翌日から児童クラブが行われるということで、児童クラブで例えば子供たちへのマスクの着用とか、教室を分割して少数で運営しようとか、それから指導員のマスク着用、それから勤務する際の体温測定とか、そういうものについては指導員自体がこの新型コロナウイルスの媒介にならないようなものとして注意を行うような指導を、うちの専門の保健師のほうから実際に現場に出向いて、そして調整を行っているという形で、現在のところそういった形での、大ざっぱなところでですけども、時系列的にそういった形の対応を行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、学校関係について申し上げます。

2月26日、2月28日、3月2日の3回、臨時校長・園長会を開いて、対応について協議をしております。次のような内容を確認しております。

臨時休校期間については、昨日3月4日から3月23日までとする。卒業式、卒園式については、先ほど控室でも申し上げましたが、規模を縮小、時間短縮で実施をする。働く親を考慮した措置として、こども園は保育部、幼稚部とともに実施する。児童クラブについても、実施を要請する。それから、児童・生徒の活動につい

てですが、部活動を中止する。

それから、子供たちの休み中の過ごし方についてですが、家庭での学習課題を与える。不要不急、人混みへの外出を避ける。家庭での過ごし方について事前指導を行い、事件、事故防止について努める。

なお、児童クラブ未登録の子、それから保護者が休みが取れなくて自宅で過ごすことが心配な子については、学校が受皿になる。

以上のような内容を確認いたしました。

概要につきましては以上です。

○議長（円谷忠吉君） これは報告事項でありますので、質疑は行いません。

議案に戻ります。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第14号 令和元年度浅川公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,956万9,000円とするものであります。

繰越明許費につきましては、昨年10月に発生した台風19号による災害復旧事業を優先させることから、管渠埋設工事等の4,800万円を令和2年度に繰越しするものです。

歳入の一般会計繰入金につきましては、歳出の減に伴い250万円を減額するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費の終末処理場施設管理費で、実績により委託費250万円を減額し、事業費の特定環境保全公共下水道事業費で、水道管移設補償費10万円を増額し、予備費を10万円減額するものです。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 49ページの歳入、50ページの歳出内容については、町長説明のとおりでございます。

私からは、48ページ、繰越明許費4,800万円の内容について説明を申し上げます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第15号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,179万9,000円とするものです。

歳出予算で、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、歳入の保険基盤安定繰入金ともに歳入歳出それぞれ36万2,000円を増額したものです。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第16号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、上水道事業関係予算のうち、第2条の収益的収入及び第3条の資本的収入をそれぞれ補正するものであります。

収益的収入においては、前年度企業債借入れによる償還金利子分の確定及び基礎年金拠出金の確定により、一般会計から補助金、負担金の営業外収益を合わせて17万6,000円を減額し、1億6,623万9,000円とするものです。

次に、資本的収入につきましては、令和元年度の建設改良費の額がおおむね確定したことにより、企業債の借入額を2,500万円減額、下水道工事による配水管移設補償の負担金を10万円増額し、収益の合計額を1億478万4,000円とするものです。

よろしくご審議していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すいません、町長、金額が間違っているみたいなんですけれども、訂正をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） いや、今、町長は2,500万円と言いついたから。

じゃ、町長、江田文男君、では訂正のほどをお願いします。

○町長（江田文男君） すみません、訂正いたします。

企業債の借入額を250万円減額といたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第17号～議案第26号の一括上程、説明

○議長（円谷忠吉君）　　ここでお諮りします。議案第17号から議案第26号までの令和2年度予算については、これまでの例により一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君）　　異議なしと認めます。

議案第17号 令和2年度浅川町一般会計予算、議案第18号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和2年度浅川町宅地造成事業特別会計予算、議案第20号 令和2年度浅川町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和2年度浅川町介護サービス事業特別会計予算、議案第22号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計予算、議案第24号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和2年度浅川町花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算、議案第26号 令和2年度浅川町上水道事業会計予算、以上の10議案は会議規則第37条の規定に基づき一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　　議案第17号から議案第26号までの提案理由につきましては、先ほど施政方針の中で申し上げたとおりであります。よろしくご審議いただきたいと思います。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君）　　議案第17号 令和2年度浅川町一般会計予算について、担当課長の説明を求めます。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君）　　それでは、補足説明をいたします。

さきに配付の別冊、一般会計予算書並びに予算説明書で、右下にナンバー1と記載されているものをご覧いただきたいと思います。右下のほうにナンバー1と表記されております。

初めに、8ページをお開き願いたいと思います。

〔以下、一般会計歳入について、8ページより詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君）　　議会事務局長、小針紀喜君。

〔小針議会事務局長、議会費について説明する〕

○議長（円谷忠吉君）　　総務課長、江田豊寿君。

〔江田総務課長、一般管理費、文書広報費について説明する〕

○議長（円谷忠吉君）　　会計管理者、須藤寿行君。

〔須藤会計管理者、会計管理費について説明する〕

○議長（円谷忠吉君）　　総務課長、江田豊寿君。

〔江田総務課長、財産管理費、基金費、電子計算費、自治振興費、企画費、広報費、交通安全対策費、防犯対策費、消費者行政活性化事業費、地方創生事業費について説明する〕

- 議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。
〔菊池税務課長、税務総務費、賦課徴収費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。
〔我妻住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。
〔江田総務課長、選挙管理委員会費、廃目選挙啓発費、統計調査総務費、指定統計調査費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 議会事務局長、小針紀喜君。
〔小針議会事務局長、監査委員費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。
〔坂本保健福祉課長、社会福祉総務費、障がい者福祉費、老人福祉費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

- 議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
住民課長、我妻美幸君。
〔我妻住民課長、国民年金取扱費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。
〔坂本保健福祉課長、地域福祉センター費、コミュニティセンター費、国民健康保険繰出金、介護保険繰出金、後期高齢者医療繰出金、プレミアム付商品券事業費、児童福祉総務費、母子福祉費、児童福祉施設費、放課後児童健全育成事業費、地域子育て支援拠点事業費、子育て世代包括支援センター利用者支援事業費、災害救助費、保健衛生総務費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。
〔我妻住民課長、環境衛生費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。
〔坂本保健福祉課長、老人保健費、予防費、健康づくり推進費、母子衛生費、保健センター費、包括支援センター費、健康増進事業費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。
〔我妻住民課長、清掃費、上水道費について説明する〕
- 議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。
〔岡部農政商工課長、労働総務費、共同福祉施設費、勤労者体育センター費、農業委員会

費、農業総務費、農業振興費、水田農業振興費、畜産費、農地費、中山間地域等直接支払事業費、多面的機能支払事業費、林業振興費、森林病虫害対策費、商工振興費、観光費について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

[八代建設水道課長、土木総務費、道路維持費、道路新設改良費、河川総務費、都市計画総務費、公共下水道費、住宅管理費、定住促進住宅管理費、定住・移住促進住宅管理費について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

[江田総務課長、常備消防費、非常備消防費、防災費について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

[生田目学校教育課長、教育委員会費、事務局費、国際交流費、浅川小学校費、浅川中学校費、浅川町学校給食センター費、あさかわこども園費について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

[岡部社会教育課長、社会教育総務費、公民館費、歴史民俗資料館費、図書館費、保健体育費、町民運動場費、町民体育館費、町営プール費、武道館費について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

[岡部農政商工課長、農用地等災害復旧費（現年災）、農用地等災害復旧費（単独災）について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

[八代建設水道課長、土木施設災害復旧費（現年災）、土木施設災害復旧債（過年災）、土木施設災害復旧費（単独災）について説明する]

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

[江田総務課長、公債費、普通財産取得費、予備費、給与費明細書、債務負担行為、地方債について説明する]

○議長（円谷忠吉君） ここで2時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別会計に入ります。

議案第18号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計予算。

保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 予算説明書のナンバー2になります。

133ページをお開きください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第19号 令和2年度浅川町宅地造成事業特別会計予算。

建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 155ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年度浅川町宅地造成事業特別会計についてご説明を申し上げます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第20号 令和2年度浅川町介護保険特別会計予算。

保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 特別会計の163ページになります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第21号 令和2年度浅川町介護サービス事業特別会計予算。

保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 189ページになります。

議案第21号 令和2年度浅川町介護サービス事業特別会計予算。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第22号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算。

農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 議案第22号につきましては、197ページになります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第23号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計予算。

建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、207ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計について、ご説明を申し上げたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第24号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算。

保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 221ページになります。

議案第24号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 議案第25号 令和2年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算。

建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 231ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年度から新規に予算を開設します花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算についてご説明を申し上げたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 議案第26号 令和2年度浅川町上水道事業会計予算。

建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、239ページをご覧くださいと思います。

令和2年度上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 以上で詳細説明は終わりました。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、請願の処理を行います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について紹介議員の説明を求めます。

7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 7番、金成であります。

お手元の請願書をご覧くださいと思います。

請願の理由については、この請願の趣旨を読み上げまして、それにかえたいと思いますので、よろしく願います。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど働き手の多様化も進んでいます。これら、国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準とすべきです。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済のダメージと更なる経済の縮小が懸念されます。そして、消費増税による物価変動への影響も無視できません。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められます。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

請願事項。

1. 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
3. 消費増税による物価変動の状況を見極め、増減に見合った最低賃金を担保すること。
4. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
5. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発行に努めること。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時01分